

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会 臨時職員の給与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会臨時職員就業規則第59条の規定に基づき、軽井沢町社会福祉協議会の臨時職員の給与、昇給及び諸手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賃金)

第2条 賃金は、月額とし軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表一表1級を準用する。ただし、介護業務に従事する職員(介護業務係職員(調理員を除く)、在宅生活支援係で訪問介護業務に従事する職員及び地域密着型サービス係職員)等(以下「介護業務に従事する職員」という。)においては、次の各号に掲げるものを適用する。なお、経営状況によってはこの限りではない。

(1) 介護職給料表

(2) 介護職員等キャリアパス表

2 採用時の賃金、定期昇給、昇格は人事(昇給等)基本方針による。

3 第1項に規定する行政職給料表一表を準用した賃金においては、人事院の勧告に基づく遡及の支給は行わないこととし、人事院勧告後の新給与表の適用については、翌年4月1日より行うものとする。

4 賃金支払日は、毎月21日とし、支払日が休日となる場合は、その前日とする。

(処遇改善手当)

第3条 処遇改善手当は、介護業務に従事する職員に国が算定する介護職員処遇改善加算により介護職員等キャリアパス表のとおり支給する。

2 当該加算終了時にこの処遇改善手当は廃止する。

(資格手当)

第4条 資格手当は、介護業務に従事する職員以外の職員で有資格者に対し、別表1のとおり支給する。

2 複数の資格を有する場合は、上位資格を適用する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、月10日以上の出勤者に対し、別表2のとおり支給する。

(勤勉手当)

第6条 勤勉手当は、6月、12月に賃金の1月分をそれぞれ支給する。

2 初年度採用日から支給日まで3月未満にあっては、前項の50パーセ

ントの額を支給する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例に定める額の2分の1を支給する。

(退職金)

第8条 退職金は支給しないものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

(要綱の廃止)

就業規則第2条第6号に規定する職員の給与等に関する要綱(平成13年4月1日)は廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

〈別表1〉

資 格 手 当 一 覧 表

資 格 名	手当金額
正看護師・理学療法士・作業療法士・保健師	8,000 円
准看護師	7,000 円
社会福祉士・精神保健福祉士	7,000 円
介護支援専門員	7,000 円
栄養士	7,000 円
介護福祉士	5,000 円
実務者研修・ヘルパー1級	3,000 円
介護職員初任者研修・ヘルパー2級・各種相談員等	2,000 円
調理師・保育士・保険請求事務	2,000 円

※複数の資格を有する場合は、上位資格を適用する。

※対象者は、月10日以上勤務か、月80時間以上の労働時間を有する者とする。

〈別表2〉

通 勤 手 当 一 覧 表

片道通勤距離		通勤手当
2km 以上	3km 未満	2,460 円
3km 以上	4km 未満	3,140 円
4km 以上	5km 未満	3,820 円
5km 以上	6km 未満	4,500 円
6km 以上	7km 未満	5,180 円
7km 以上	8km 未満	5,860 円
8km 以上	9km 未満	6,540 円
9km 以上	10km 未満	7,220 円
10km 以上	11km 未満	7,900 円
11km 以上	12km 未満	8,520 円
12km 以上	13km 未満	9,140 円
13km 以上	14km 未満	9,760 円
14km 以上	15km 未満	10,380 円
15km 以上	16km 未満	11,000 円
16km 以上	17km 未満	11,620 円
17km 以上	18km 未満	12,240 円
18km 以上	19km 未満	12,860 円
19km 以上	20km 未満	13,480 円
20km 以上		14,100 円